

企業版ふるさと納税についての検討

鈴木 善 充

抄録

本稿では、2016年度から開始された企業版ふるさと納税の仕組みと現状を述べるとともに、制度が機能しているのかについて検討をおこなった。本稿による分析によって以下のことがわかった。

第1に、企業版ふるさと納税は、自治体が策定する具体的で明確な事業が対象となっており、また寄附先からの経済的な見返りを禁止している。これらの点は個人版ふるさと納税とは異なる点である。企業版ふるさと納税は、個人版ふるさと納税における問題点の一部を解決させているものとして評価できる。

第2に、1件あたりの寄附金額は、10～100万円というレベルの件数が大多数を占めることになっていることがわかった。このことから企業版ふるさと納税は比較的小規模な寄附で利用されていることがわかった。

第3に、2016年度から2019年度における都道府県と市町村に対する寄附金額の分布を分析した。結果として、道府県に対する企業版ふるさと納税の裾野が広がったものと解釈できる。また市町村では、多額の寄附を集める事業は存在するが、中央値と四分位値は安定し、件数は増加傾向にあることがわかった。このことから市町村への企業版ふるさと納税は機能が強化されているものといえる。地域別の分布は、寄附金額は大きく2つのグループに分かれ、2016年度から2019年度の期間中の寄附金額の合計値は四国と南関東は慢性的に最低レベルであり、東北は最高レベルであることがわかった。都市部よりも地方が寄附金を集めている状況がわかった。

第4に、2019年度のデータを用いて世帯数レベルと寄附金額の関係性を分析した。結果として、世帯数レベルが小さい市町村に件数と金額が集中し、また1件あたりの金額が大きくなっていることがわかった。これは地方創生を目的とした企業版ふるさと納税は機能しているものと評価できる。

キーワード

企業版ふるさと納税、地方創生、寄附、法人税制

A Study on the Corporate Hometown Tax system

Suzuki, Yoshimitsu

Abstract

This paper describes the system of corporate version hometown tax and its current situation. And it examines the mechanism of whether this scheme functions or not. This paper provides several lines of evidence as follows.

First, corporate version hometown tax system is aimed at concrete and transparent projects which are drawn up by local governments. And this system prohibits economic rewards from local governments which are donation recipients. These are different points from hometown tax system based on individual donors. In that regard corporate version hometown tax system is appraised as part of solving problems that individual hometown tax system has.

Second, this paper analyzes the range of donated amounts. From the analysis, it is found that the donated amount per case ranges from one hundred thousand to one million yen. This

range occupies the majority. It shows that corporate version hometown tax system is used as small level donations.

Third, this paper analyzes the range of the amounts donated to prefectures and municipalities from 2016FY to 2019FY. As a result, it is interpreted that the base of corporate version hometown tax system has been broadened during these years. In municipalities, there are projects that collect big donations, but median and quartile are stable and the number of donations has increased. These show that an effect of corporate version hometown tax system on municipalities has been strengthened. It is clear that distribution by individual region is divided into two groups by examining the total amounts of donations from 2016FY to 2019FY. It is learned that Shikoku and South Kanto areas are chronically at the smallest levels and Tohoku area is at the largest level. And it is evident that local areas collect more donations than urban areas.

Fourth, this paper analyzes the relations of the number of households and the amount of donations using the 2019 data. The result tells that the number of donations and the amounts are concentrated on small household level municipalities. And the amount of each tends to be large, too. Therefore, it can be evaluated that corporate version hometown tax system aiming at the regional revitalization works.

Key Words

corporate hometown tax system, countryside revitalization, donation, corporate tax system

目 次	(2020年度税制改正の内容)
1. はじめに	(企業版ふるさと納税 (人材派遣型))
2. 仕組みと現状 (仕組みについて)	3. 分析 4. さいごに

1. はじめに

「2,000円でお得な返礼品がもらえる」として近年に注目されているのが「ふるさと納税」である。この「お得感」は地方税（個人住民税）と国税（所得税）における寄附金税制特例措置によるものである。個人の自治体への寄附を税制によって優遇する制度である。個人のみならず企業に対しても自治体への寄附を税制によって優遇する制度として「企業版ふるさと納税」が2016年から開始された。

企業版ふるさと納税の正式名称は地方創生応援税制とされる。その目的は「地方公共団体が地方創生のために効果的な事業を進めていく際に、事業の趣旨に賛同する企業が寄附を行うことにより、官民挙げて当該事業を推進することができるよう、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）を創設する。」とされている¹⁾。企業版ふるさと納税は、制度が開始されて6年目となり、データについて蓄積が進んできている。そこで本稿では、企業版ふるさと納税が地方創生に対して機能しているの

かについてデータを用いて検討することにした。

本稿における具体的な構成は以下のとおりである。第2節では、制度の仕組みについて説明する。その中で制度の改正についても触れる。第3節では、制度が開始された2016年度から最新の2019年度のデータを用いて、企業版ふるさと納税が機能しているのかについて分析をおこなう。第4節は分析結果からのまとめである。

2. 仕組みと現状

(仕組みについて)

企業版ふるさと納税は地域再生法の改正による地方支援措置拡充の中の1つにあたる。企業版ふるさと納税の適用への流れは以下のようになっている。まず自治体は、地方版総合戦略を策定し、それに基づいて地域再生計画を作成する。次に自治体は内閣府から地域再生計画の認定を受ける必要がある。認定を受けた地域再生計画に対して企業は寄附（企業版ふるさと納税）を行うことができる。なお、地方交付税の不交付団体である東京

都と不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村は対象外となっている²⁾。また企業の本社が所在地となっている地方公共団体も対象外となっている。寄附を行う企業は、寄附先の自治体から経済的な見返りを受けてはならないとされている³⁾。

このように企業版ふるさと納税は、自治体が策定した具体的な計画に対する寄附を優遇するものであり、寄附先からの経済的な見返りを禁止している。これらの点は個人がおこなうふるさと納税（以下、個人版ふるさと納税とする。）とは異なる点である。個人版ふるさと納税については、過度な返礼品の存在と寄附の使い道についての情報公開の透明性の不備が指摘されてきた⁴⁾。企業版ふるさと納税は、個人版ふるさと納税制度における問題点の一部を解決させているものとして評価できる。

企業版ふるさと納税が開始される以前においては、企業の自治体に対する寄附は全額が損金算入することはできていた。したがって法人実効税率である約3割の税負担が軽減される効果がある制度設計になっていた⁵⁾。企業版ふるさと納税の創設にあたってはこれにどれだけ軽減効果を追加させるかが検討課題となっていた。

与党（自由民主党・公明党）は「平成28年度税制改正大綱（抄）」において「現行の損金算入措置に加えて、法人事業税・補人住民税及び法人税の税額控除を導入し、寄附金額の約6割の負担を軽減する。」とした⁶⁾。追加された寄附額に対する控除額の割合は約3割となる。寄附額に対する控除の割合は法人事業税で1割、法人住民税で2割であり、法人住民税で2割に達しない残り分を法人税で控除することができるようになっている⁷⁾。

法人税制における応益性の観点から税の流出の規模が大きくなるように控除額には、上限が設定されている。なお、税の流出による減収分は地方交付税の基準財政収入額に反映されることになっている。したがって交付団体は国から減収分

を補填される。上限は、法人住民税と法人事業税において20%とされ、法人税は5%が設定されている⁸⁾。

法人に対する課税として国税と地方税が対象とされ、地方税が優遇されている理由として、末松（2016）は「地方創生は国と地方が一体となって取り組むべき国家的課題であることから（中略）本税制の活用により、第一義的には企業の寄附により地方財政全体にプラスの影響がもたらされることを考慮したことによる。」と指摘している⁹⁾。

企業版ふるさと納税は、2019年度までの措置とされた。これは地方創生の基本方針（まち・ひと・しごと創生総合戦略2015）における国と地方の長期ビジョンが2015年度から2019年度に設定されていることによる。

（2020年度税制改正の内容）

2020年度税制改正により、企業版ふるさと納税は5年間の延長と拡充がなされた。改正前では、税額控除の割合は6割であったものが改正後では、税額控除の割合が9割となった。具体的には、企業版ふるさと納税の導入前から実施されていた損金算入部分が3割、改正前では法人住民税と法人税で2割と法人事業税で1割だったものが前者は4割、後者が2割に拡充されて合計で税額控除の割合は9割となった¹⁰⁾（図1参照）。

2020年度改正では、自治体が作成する地域再生計画の記載と手続きの簡素化がなされた。改正前では自治体が個別の事業毎に地域再生計画を作成し、国が認定することになっていた。改正後では個別の事業が大きくまとめられた包括的な地域再生計画として国が認定することになった。これによって地域再生計画の作成時における記載事項の簡素化が図られるようになった¹¹⁾。

改正後において、寄附を希望する企業側にとって寄附を実行する時期に対する制限が緩和された。改正前では自治体が事業認定を受けてからでないと、寄附を希望できず、また自治体は事業が完了

(改正前)	損金算入 (約3割) 国税+地方税	(2割) 法人住民税+法人税	(1割) 法人事業税	(4割) 企業負担
(改正後)	損金算入 (約3割) 国税+地方税	(4割) 法人住民税+法人税		(2割) 法人事業税
				(1割) 企業負担

出所：内閣府『企業版ふるさと納税の拡充・延長』より作成。

図1 企業版ふるさと納税の税額控除改正の概要図

してから寄附を受け入れて支出をすることになっていた。改正後では、事業認定を受けた段階で事業が着手される前から寄附をすることができるようになった¹²⁾。

(企業版ふるさと納税 (人材派遣型))

総務省は2020年10月13日に全国の自治体に対して「企業版ふるさと納税 (人材派遣型)」の創設を通知した。この制度は企業が自社の社員を自治体に派遣した場合に、人件費などの経費で税制面で優遇されるものだ。税制面での優遇は図1で示したことと変わらない。武田総務相 (当時) は会見で、「企業版ふるさと納税の仕組みを活用して、専門的知識やノウハウを有する人材を、寄附を行う企業から地方公共団体等へ派遣することを通じて、地方創生のより一層の充実・強化を図るものであります。この仕組みにより、地方公共団体は、寄附金を活用して実施する事業に従事する専門人材を実質的な人件費負担なく受け入れることが可能となります。」と発言している¹³⁾。

この制度によって企業は自治体に対して人件費を含めた寄附を企業版ふるさと納税を利用しておこなうことができる。企業側のメリットとしては、社員としての人材育成が挙げられる。いまひとつのメリットは専門知識を有する社員をもってする地域貢献である。自治体側のメリットとしては、人件費を負担することなく、専門知識を有する人材を受け入れることができることである。

総務省はこれまで「地域おこし協力隊」、「地域おこし企業人交流プログラム」といったことで都市部の人材を自治体に派遣することを優遇する制度を実行してきた。後者は2020年から「地域活性化企業人」とされている。地域活性化企業人制度は、三大都市圏にある企業からの人材派遣とされている。

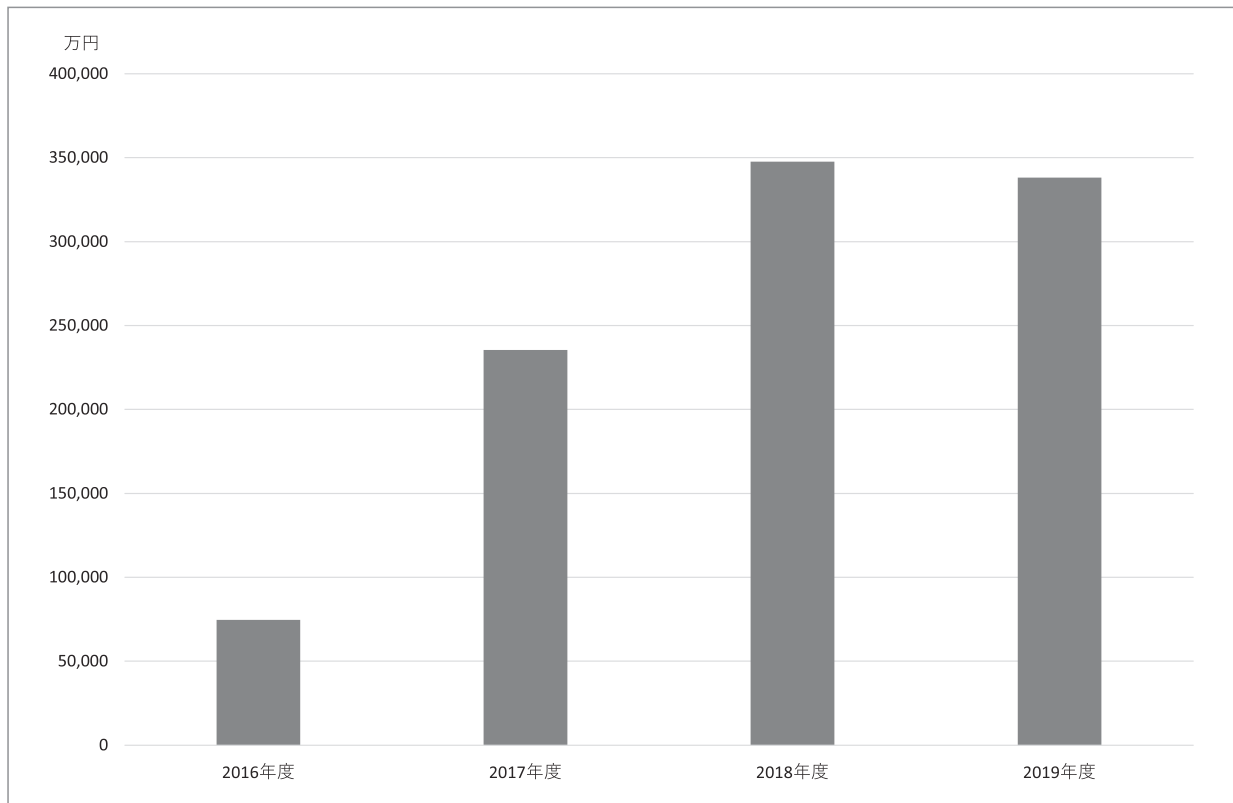
企業版ふるさと納税 (人材派遣型) 制度は、これまで国が実行してきた地域活性化政策の延長にあるものとみなすことができる。

3. 分 析

本節では、企業版ふるさと納税が機能しているかについてデータを用いて検討する。図2は企業版ふるさと納税が導入された2016年度からデータが存在する最新年度である2019年度までの寄附金額を表したものである。図2によると、導入当初である2016年度では7億4,700万円であった寄附金額は、次年度は23億5,500万円に急伸している。2018年度においても増額となり、34億7,500万円である。2019年度では若干減少となり、33億8,100万円となっている。

企業がふるさと納税を活用する誘因としては、SDGs への取り組みがあげられる¹⁴⁾。企業としては、SDGs への取り組みを行うことで企業は CSR 活動を通じたステークホルダーとの関係性の向上を期待することができる。

SDGs は2015年9月に国連で採択された国際目



出所：内閣府「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の寄附実績（平成28～令和元年度）について」より作成。

図2 企業版ふるさと納税額の推移

標（2030アジェンダ）である。SDGsは17の目標と169のターゲットを有している。17の目標の中において「8. 働きがいも経済成長も」、「10. 人や国の不平等をなくそう」、「11. 住み続けられるまちづくりを」がある。企業にとっては、これらが企業版ふるさと納税を通じて目標達成に寄与することができると思われる。

政府は、SDGs実施の指針において、「「ビジネスとイノベーション～SDGsと連動する「Society 5.0」の推進～」、「SDGsを原動力とした地方創生」、「SDGsの担い手として次世代・女性のエンパワーメント」を三本柱とする日本の「SDGsモデル」を推進していく。」としている¹⁵⁾。地方創生がSDGsにおいて重要な役割を担うとされていることがわかる。

したがって企業版ふるさと納税は導入初年度から次年度に急伸したものと考えられる。その後、企業のCSR活動の取り組みが重視される中で、寄附金額が伸びているものと考えられる。2020年度

以降では、制度の拡充が適用されるため、寄附金額は伸びるものと予想される。

企業版ふるさと納税は、各自治体が作成する地域再生計画に対して寄附が認められる。地域再生計画は大きく4つの対象事業に分けられる。4つの対象事業は「しごと創生」、「地方への人の流れ」、「働き方改革」、「まちづくり」に分けられる。表1はそれぞれの具体的な内容をまとめたものだ。

表2は2016年度から2019年度における対象事業別の寄附金額の状況をまとめたものだ。表2によると、4つの対象事業では各年度ともに件数は、しごと創生が圧倒的多数を占めことがわかる。各年度において次に件数が多いのは、地方への人の流れである。働き方改革は、2016年度では、まちづくりが働き方改革より1件多いが、2017年以降ではまちづくりが働き方改革より多くなっている。

件数においてしごと創生が多いのは、扱うテーマの範囲の広さがあげられる。しごと創生は、地

表1 地域再生計画における4つの対象事業

しごと創生	<ul style="list-style-type: none"> ・中堅・中小企業支援事業 優れた技術やノウハウを有し、成長余力のある地域の中堅・中小企業の発掘・成長の支援に資するよう将来を見据えた国内外のニーズ情報の収集や、関心のある企業等とのマッチング支援、新商品開発支援等を行う事業。 ・生産性向上・システム化支援事業 農林水産業の生産性向上に資するよう、省力化機械の導入等による生産基盤の強化、労働力不足解消や多様な人材の活躍を可能とするロボット技術・ICT技術等の活用の試行、技術・ノウハウ等の普及・啓発、経営感覚を持った担い手の育成・確保等を行う事業。 	働き方改革	<ul style="list-style-type: none"> ・長時間労働抑制・WLB推進事業 地域働き方改革包括支援センターの設置や働き方改革アドバイザーの養成・派遣によるアウトリーチ支援等により、仕事と子育て・介護等が両立できる環境整備や、ワーク・ライフ・バランスの推進、長時間労働の是正、若者の雇用対策の推進など、地域特性に応じた取組を進める事業。 ・テレワーク推進事業 時間や場所にとらわれない働き方の普及・促進の実現のために、テレワークを実施できるようなオフィスの整備や、ITスキル習得のために研修、地域の事業者等のITリテラシー向上支援などをあわせて行う事業。
地方への人の流れ	<ul style="list-style-type: none"> ・移住相談・地域プロモーション事業 地方移住の本格的な推進に資するよう、移住情報。地方生活の魅力情報発信や相談窓口の開設、観光・教育・福祉・農業等の各分野との連携による都市農村交流や「お試し居住」・「二地域居住」のプログラム開発・試行、移住者に対する就職・住居支援等を行う事業。 ・移住者の暮らしの安心確保事業 移住する中高年齢者等が、安心して「生涯活躍のまち」において暮らすことができるよう、介護予防・健康づくりに係るプログラム開発・提供や、買い物やモビリティに係るサービスの企画・試行的実施等を行う事業。 	まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・小さな拠点等の生活拠点整備事業 地域住民を主体とした「小さな拠点」における、取組体制の立ち上げ、生活サービス・機能の集約確保に係る戦略の立案、新たな生活サービスやコミュニティビジネス等の拠点・事業を立ち上げる事業。 ・まちなか再生事業 空き家等の利活用によるまちなかの再生を促進するため、まちづくり会社、NPO等が行政、民間事業者等と連携して、リノベーション事業のノウハウの共有、勉強会・ワーク・ショップの開催、エリア内の不動産市場（資料・地価等）の基礎的調査、空き家見学会、入居希望者と空き家所有者等とのマッチング支援等を実施する事業。

出所：内閣府『地域再生制度』より作成。

表2 対象事業別の寄附金額

	2016年度			2017年度			2018年度			2019年度		
	件数	寄附額 (百万円)	1件あたり 寄附額 (万円)	件数	寄附額 (百万円)	1件あたり 寄附額 (万円)	件数	寄附額 (百万円)	1件あたり 寄附額 (万円)	件数	寄附額 (百万円)	1件あたり 寄附額 (万円)
しごと創生	371	536	144.5	989	1,935	195.7	1,063	2,456	231.0	1,017	2,178	214.2
地方への人の流れ	63	41	65.1	152	192	126.3	161	568	352.8	155	559	360.6
働き方改革	42	59	140.5	56	113	201.8	58	105	181.0	61	254	416.4
まちづくり	41	111	270.7	57	115	201.8	77	346	449.4	94	390	414.9

出所：内閣官房・内閣府『企業版ふるさと納税（令和2年11月18日）』より作成。

域産業振興、観光、人材活用を含んでいる。地方への人の流れは、移住あるいは定住を促すといったテーマが含まれていて対象事業を計画しやすいものと考えられる。

1件あたりの寄附額についてみてみよう。1件あたりの寄附額は、2016年度ではまちづくりが270.7万円と最も多く、しごと創生（144.5万円）、働き方改革（140.5万円）および地方への人の流れ（65.1万円）と大きな差がある。

2017年度は寄附額全体で大きく伸びていることを反映し、1件あたりの寄附額が、まちづくりを除いて増加している。しごと創生は195.7万円（35%増）であり、地方への人の流れは126.3万円（94%増）、働き方改革は201.8万円（44%増）となっている。1件あたりの寄附額が減少したまちづくりは201.8万円（23%減）である。

2018年度においては1件あたりの寄附額が状況が変化する。これまで最も低い金額であった地方

への人の流れが急伸し、352.8万円となり、2番目の金額になる。この金額は前年度比で179%増である。1件あたりの金額で最も大きいのは、まちづくりであり、449.4万円（123%増）である。

2019年度においては、働き方改革が急伸する。働き方改革は416.4万円となり、この金額は前年度比で130%増となっている。働き方改革を除いた事業では微増または微減である。これは働き方改革関連法の施行が2019年4月からであることから説明できる¹⁶⁾。

これらのことから2016年度から2019年度にかけて1件あたりの寄附金額が全体的に大きくなっていて、2018年度において状況の大きな変化があったことがわかった。

企業版ふるさと納税が対象となる地域再生事業はさまざまであり、どのようなレベルの寄附額が多いのかについてみてみよう。図3は1件あたりの寄附金額の分布を描いたものだ。図3によると、

寄附金額10～50万円未満という最小レベルの寄附が2016年度から2019年度において最も多くを占めていることがわかる。次に大きなシェアを占めているのは、100～500万円というレベルである。ここで寄附金額が100万円という件数が各年度において多く含まれており、2016年度では94件、2017年度では195件、2018年度では223件、2019年度では220件となっている。

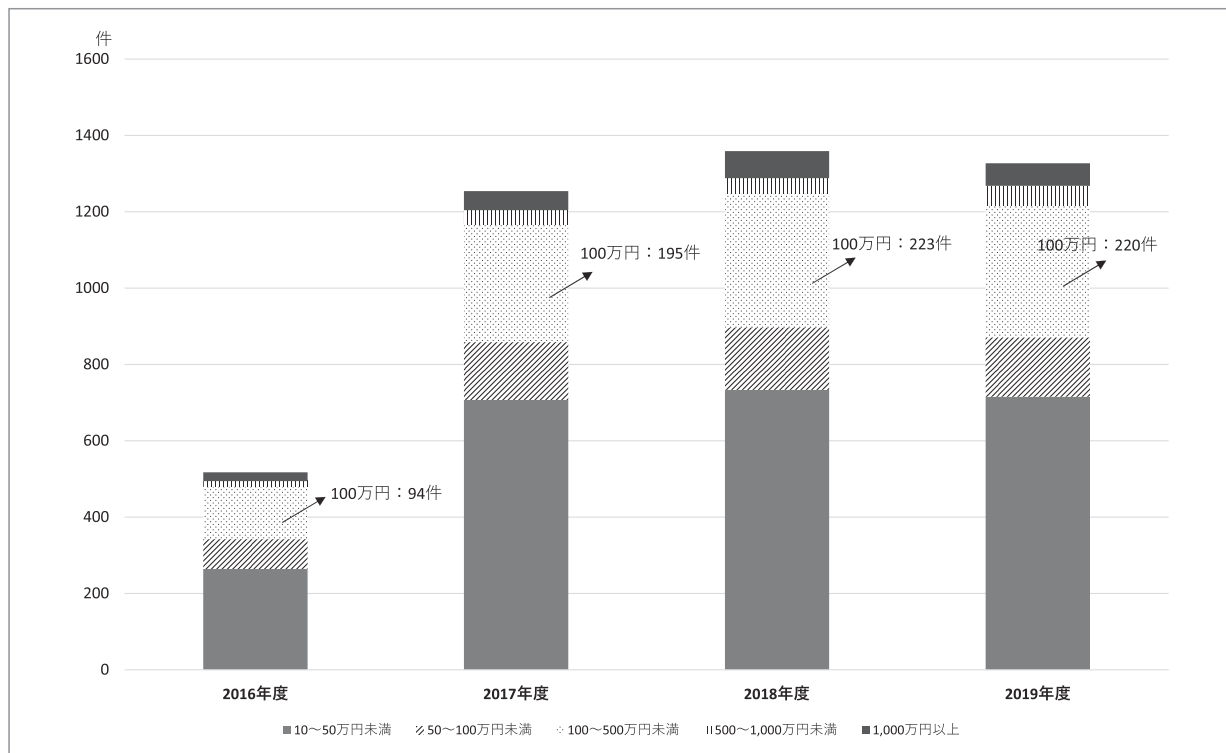
図の数値で計算すると、10～100万円というレベルで各年度におけるシェアはそれぞれ69%、72%、70%、54%となり、大多数を占めることになる。企業版ふるさと納税は比較的小規模な寄附で利用されていることがわかる。

次に寄附金額の分布を都道府県と市町村に分けてみてみよう。表3は、都道府県で作成された地域再生計画事業を対象にした寄附金額の分布をまとめたものである。2016年度から2019年度にかけて平均値が最も低いのは2019年度（299万円）であり、最も高いのは2017年度（743万円）である。中央値では、各年度において平均値ほどの差はな

く、200万円（2016年度）から110万円（2019年度）となっている。2017年度の平均値が743万円と他年度と大きく差があるが、これは2017年度の最大値が2億379万円と突出していることによるものである。最大値である事業は福島県の「新生Jヴィレッジによる地方創生推進プロジェクト」である。

この事業には2017年度において50社から寄附を集めている¹⁷⁾。この事業は震災復興のシンボリックなものとして、「Jヴィレッジを復興のシンボルとして、2020年東京オリンピック・パラリンピックの前年である2019年4月までに世界に誇るナショナルトレーニングセンターとして再開することで、東日本大震災及び原発事故で被災した双葉地域へ交流人口を呼び戻し、雇用を創出する。」とされている¹⁸⁾。

2017年度を除くと、最大値は2,610万円（2018年度）から2,760万円（2016年度）に収まっている。分布の75%を表す四分位値は、2016年度から2019年度において294万円（2018年度）から438万円（2017年度）に収まっている。2017年度において四



出所：内閣官房・内閣府『企業版ふるさと納税（令和2年11月18日）』より作成。

図3 寄附金額の分布

分位値が前年（390万円）から438万円に伸びていることから都道府県に対する企業版ふるさと納税の裾野が広がったものと解釈できる。

表3 寄附金額の分布（都道府県）単位：万円

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
平均値	564	743	336	299
中央値	200	140	120	110
四分位値	390	438	294	320
最小値	10	10	10	10
最大値	2,760	20,379	2,610	2,700

出所：内閣府「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の寄附実績（平成28～令和元年度）について」より作成。

表4は、市町村で作成された地域再生計画事業を対象にした寄附金額の分布をまとめたものである。2016年度から2019年度にかけて平均値の格差は大きいですが、中央値と四分位値は安定的に推移している。平均値の格差の要因として最大値の存在があるが、2016年度の最大値である6,800万円は境町（茨城県）の「河岸のまちさかい」復興プロジェクト～「エコカル（環境・歴史文化）・ディストリクト」構築事業～」である¹⁹⁾。この事業は、過去に整備された「文化村」という地区を再構築することによってイベントの実行と交流人口の拡大を目的とした事業である²⁰⁾。

2017年度の最大値である1億1,100万円は東川町（北海道）の「地方創生人材育成サイクル構築プロジェクト」と浪江町（福島県）の「憩いのエリア再生プロジェクト」である。前者は子どもへの国際感覚を持たせ、町外での経験をいかした起業と移住と子育てを支援するという意味での人材育成サイクルを目的としている²¹⁾。後者は目的として、「高瀬地区一帯を重要な拠点として、宿泊・レクリエーション施設を整備することで、東日本大震災の経験と教訓を学ぶ教育旅行や企業研修等の受入れと併せて、さらなる交流人口の拡大をめざす。」とされている²²⁾。

2018年度の最大値である4億67万円は、鳥栖市（佐賀県）の「スタジアムリニューアルによる魅力

向上プロジェクト」である。この事業には1社が寄附をしている²³⁾。この事業はプロサッカーチームであるサガン鳥栖を支援することを通じて交流人口の拡大とチームを応援することを盛り上げていくことを目的としている²⁴⁾。

2019年度の最大値である3億3,528万円は、夕張市（北海道）の「コンパクトシティの推進加速化と地域資源エネルギー調査」である。事業の目的は、「コンパクトシティをさらに加速度的に推進するため、「コンパクトシティ拠点施設整備事業」として、まずは周辺施設の統廃合を行い、清水沢地区に行政、交通、教育、文化、体育といった都市機能を集約した複合型拠点施設を整備して賑わいを創出し、移転誘導することでコンパクトシティをさらに推進し、持続可能な地域社会を構築する。」とされている²⁵⁾。この事業には、3社が寄附をおこなっている²⁶⁾。夕張市は2006年に財政破綻を経験した自治体であり、コンパクトシティ化による行政の効率化を進めていることで知られる²⁷⁾。

以上のような各年度において多額の寄附を集める事業は存在するが、中央値と四分位値は安定し、件数は増加傾向にあることから市町村への企業版ふるさと納税は機能が強化されているものと評価できる。

表4 寄附金額の分布（市町村）単位：万円

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
平均値	507	700	1,056	984
中央値	128	150	180	170
四分位値	512	520	500	466
最小値	10	10	10	10
最大値	6,800	11,100	40,067	33,528

出所：内閣府「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の寄附実績（平成28～令和元年度）について」より作成。

次に、企業版ふるさと納税の地域別の分布について検討してみよう。寄附金額は企業が集中している大都市圏よりもそうでない地域に分配されていることが制度設計としては望ましい。都道府県と市町村における寄附金額を地域別にまとめたも

のが図4である。なお、地域の分割は総務省による地域区分とした（表5参照）。

図4は2016年度から2019年度にかけての地域別の寄附金額をまとめたものである。図によると、16年度から19年度の合計金額を見ると、10億円を超える東北、北関東・甲信、九州、北海道、中国と7億円に満たない近畿、北陸、東海、四国、南関東の2グループに分かれる。

金額が多い地域は、過疎地域が含まれるあるいは

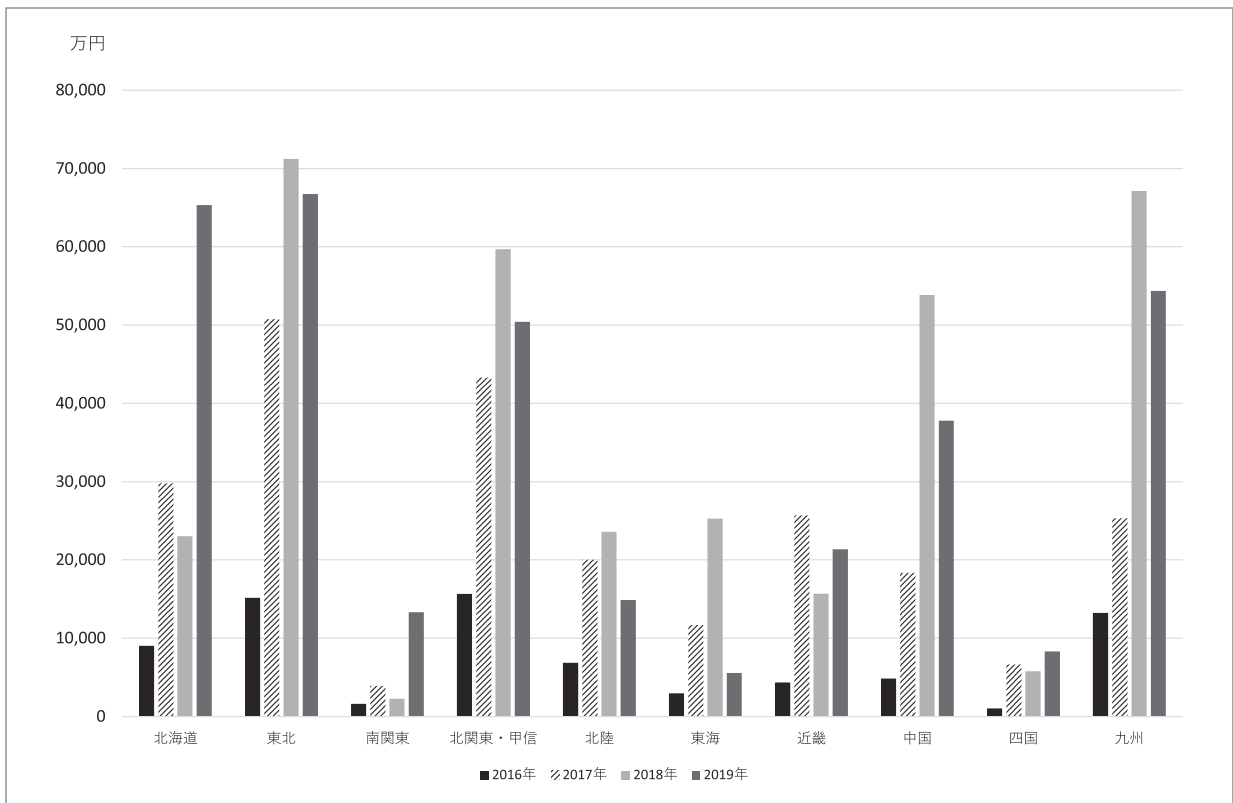
は東日本大震災の被災地である東北が含まれている。金額が少ない地域は、東京、大阪、愛知といった大都市圏が含まれる地域が含まれている一方で、四国と北陸という過疎地域を含む地域が存在する。

次に時系列で各地域を見てみると、東北は16年度において北関東・甲信について2位となっているが、これは前者が1億5,260万円であり、後者が1億5,660万円と僅差である。東北は16年度を除く

表5 総務省による地域区分

地域	都道府県
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
南関東	埼玉、千葉、東京、神奈川
北関東・甲信	茨城、栃木、群馬、山梨、長野
北陸	新潟、富山、石川、福井
東海	岐阜、静岡、愛知、三重
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	徳島、香川、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

出所：総務省ホームページより作成²⁸⁾。



出所：内閣府「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の寄附実績（平成28～令和元年度）について」より作成。

図4 地域別の寄附金額

とすべての年度において金額が1位となっている。北関東・甲信は16年度において1位であるが、次年度以降は1つつつ順位を下げている。

九州はすべての期間において5位以内である。北海道は18年度において7位を除いたすべての期間において2位から4位となっている。中国は18年度から上位グループの位置に含まれるようになってきている。

近畿は17年度において4位ではあるが、これを除くと6位から8位という下位グループの位置に含まれるようになってきている。同様な動きであるのが、北陸である。北陸は16年度においては5位であるが、これを除くと6位と7位のいずれかの順位となっている。

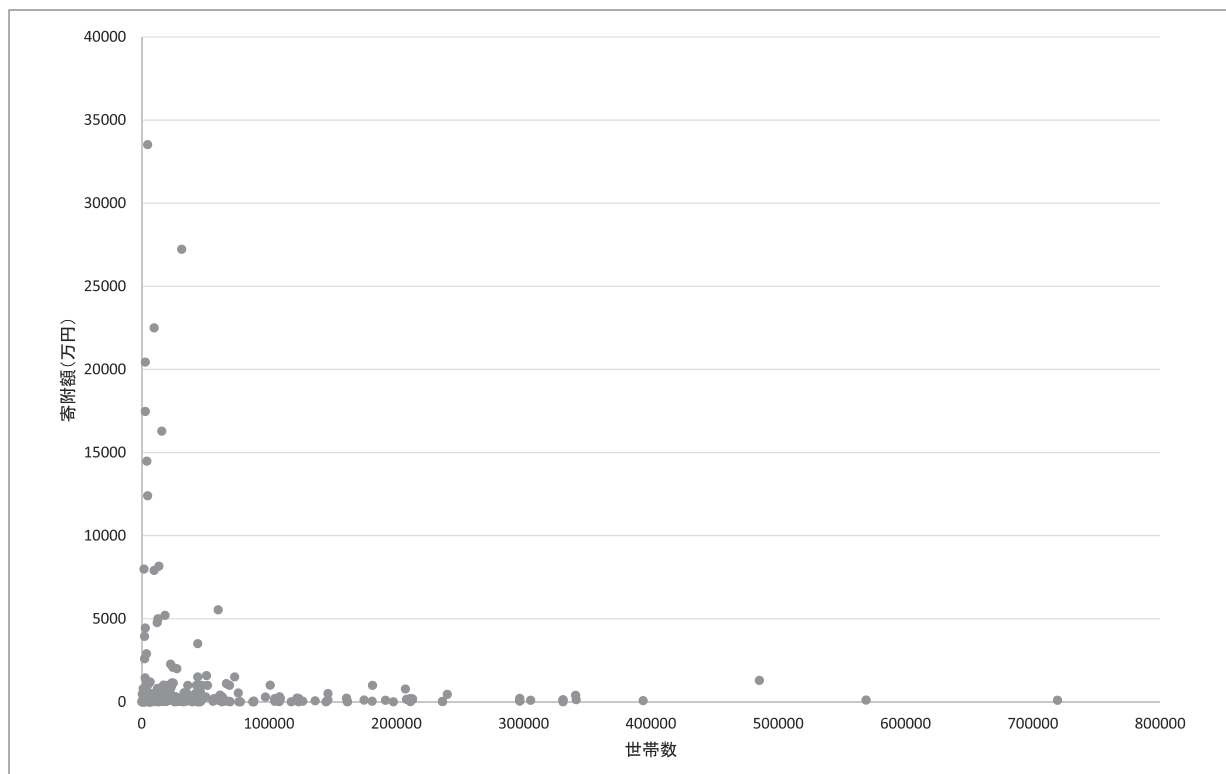
東海は18年度において5位ではあるが、その以外の年度の順位は8位から10位である。南関東も東海と同様の動きであるが、8位が1度(19年度)、9位が1度(16年度)、最下位が2度である。最も順位が低い状況であるのが、四国である。四

国は16年度が最下位であり、それ以外の年度はすべて9位である。

地域別の分配状況を分析してみると、期間中の合計値で2つのグループに分かれるが、東北は常に最高レベルを維持している一方で、四国と南関東は慢性的に最低レベルとなっていることがわかる。都市部よりも地方が企業版ふるさと納税の寄附金を集めている状況がわかるが、四国は企業版ふるさと納税を受け入れる余地がかなり残っているものといえよう。四国地域の地域再生計画の充実が望まれる。

最後に、市町村の人口規模と寄附金額との関係を検討しよう。企業版ふるさと納税は地方創生を目的としている。人口規模が小さい自治体に寄附が集まることが望まれる。また自治体は企業に対して魅力のある事業を提供することが望まれる。図5は市町村の世帯数と寄附金額の関係性を散布図で描いたものである。

図5によると、世帯数レベルが小さい市町村に



出所：内閣府「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の寄附実績（令和元年度）について」および総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（令和2年1月1日現在）」より作成。

図5 市町村別の世帯数と寄附金額の関係

少額の寄附金額が集中していることがわかる。一方で、世帯数レベルが小さい市町村に多額の寄附金額、および世帯数レベルが大きい市町村に少額の寄附金額が散見される。市町村における寄附件数は317件である。対象となる世帯規模の最大値は71万9,513、最小値は191、平均値は5万1,177、中央値は1万7,939、四分位値は4万6,147である。これらのことから世帯数レベルが小さい市町村に集中していることがわかる。

そこで世帯数レベル別に寄附がどのように集中しているのかをみたものが、表6である。表は、各世帯グループ別の件数とその件数シェアおよび各世帯数グループにおける寄附金額とそのシェアを表している。表6によると、件数は1万世帯以上から2万世帯未満のグループが73件と最も多くなっている。次に件数が多いのは、5,000世帯未満のグループであり、61件である。3番目に多いのが、5,000世帯以上から1万世帯未満のグループと2万世帯以上から3万世帯未満のグループであり、34件となっている。これら上位4つのグループで件数の64%を占めていることから件数は世帯数が小規模の市町村に集中していることがわかる。

次に、各グループの金額合計値をみる。世

帯数レベルが5,000未満という最低レベルの市町村に13億3,305万円が集まっている。この金額シェアは43%になる。次に金額が多いのは、世帯数が1万以上から2万未満という下位レベルの市町村に5億7,878万円が集まっている。次に多いのが世帯数5,000以上から1万未満という下位レベルの市町村であり、3億7,257万円が集まっている。下位レベル3つで金額シェアは74%となり、金額は小規模な世帯数レベルの市町村に集中していることがわかる。

各世帯数レベルで1件あたりの金額をみると、最も大きい金額は5,000未満の世帯数レベルであり、2,185万円となっている。次に多いのは、3万以上4万未満の世帯数レベルであり、1,497万円となっている。1件あたり金額では、2万以上から3万未満の世帯数レベルは504万円となっていて、金額では中レベルである。1件あたり金額としては、10万以上の世帯数レベルになると、大きく下がるのがわかる。10万未満の世帯数レベルでは1件あたり金額が500万円を超えているのに対し、10万以上の世帯数レベルになると、30万以上から50万未満の世帯数レベルを除くと、1件あたり金額が100万円台となっている。30万以上から50

表6 世帯数レベルと寄附件数、金額とそれぞれのシェアおよび1件あたり金額

世帯レベル	件数	件数シェア	金額(万円)	1件あたり金額(万円)	金額シェア
5,000未満	61	19%	133,305	2,185	43%
5,000以上-1万未満	34	11%	37,257	1,096	12%
1万以上-2万未満	73	23%	57,878	793	19%
2万以上-3万未満	34	11%	17,124	504	5%
3万以上-4万未満	21	7%	31,447	1,497	10%
4万以上-5万未満	19	6%	10,585	557	3%
5万以上-6万未満	7	2%	3,535	505	1%
6万以上-10万未満	21	7%	11,420	544	4%
10万以上-15万未満	17	5%	3,172	187	1%
15万以上-20万未満	8	3%	1,520	190	0%
20万以上-30万未満	12	4%	2,311	193	1%
30万以上-50万未満	8	3%	2,260	283	1%
50万以上	2	1%	210	105	0%
合計	317	100%	312,023	—	100%

出所：内閣府「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の寄附実績（令和元年度）について」および総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（令和2年1月1日現在）」より作成。

未満の世帯数レベルでも1件あたり金額は283万円であり、500万円とはかなり差がある。

以上のことから企業版ふるさと納税は世帯数レベルが小さい市町村に件数と金額が集中しており、1件あたりの金額も世帯数レベルが小さい市町村で大きくなっていることがわかる。地方創生を目的とした制度は機能しているものと評価できる。

4. さいごに

本節では本稿で明らかになったことをまとめて、今後の課題について述べることにしよう。企業版ふるさと納税は、国が認定した自治体が策定する地域再生計画に対して企業が寄附することを優遇するものであり、地域再生計画は4つの対象事業にわかれる。4つの対象事業は「しごと創生」、「地方への人の流れ」、「働き方改革」、「まちづくり」である。これら4つの対象事業において寄附件数が最も多いのは、「しごと創生」であり、数は他を圧倒している。これは「しごと創生」が扱うテーマの範囲が広いことが理由としてあげられる。

寄附金額は初年度である2016年度から2017年度にかけて大きく増加し、1件あたりの金額がまちづくりを除いたすべての対象事業において増加している。2018年度においては、1件あたりの金額の状況が変化し、「地方への人の流れ」が大きく増加している。また2018年度における1件あたりの金額が最も多いのは、「まちづくり」となっている。

2019年度においては、「働き方改革」の1件あたりの金額が大きく増加している。これは働き方改革関連法の施行年と一致することが要因である。

1件あたりの寄附金額は、10~50万円未満という少額レベルのものが最も大きな件数シェアを占めている。また100万円という寄附が件数としては多い。したがって寄附金額として10~100万円というレベルの件数が大多数を占めることになっていることがわかった。このことから企業版ふるさと

納税は比較的小規模な寄附で利用されている現状がわかった。

2016年度から2019年度における都道府県に対する寄附金額の分布を分析した。結果として、都道府県に対する企業版ふるさと納税の裾野が広がったものと解釈できる。

市町村においても同様の分析をおこなった。結果として、多額の寄附を集める事業は存在するが、中央値と四分位値は安定し、件数は増加傾向にあることがわかった。このことから市町村への企業版ふるさと納税は機能が強化されているものといえる。

総務省による地域別で寄附金額の分布を分析した。2016年度から2019年度の期間中の寄附金額の合計値は2つのグループに分かれている。四国と南関東は慢性的に最低レベルであり、東北は最高レベルであることがわかった。都市部よりも地方が寄附金を集めている状況がわかったが、四国は寄附を受け入れる余地がかなり残っているものといえる。

2019年度のデータを用いて世帯数レベルと寄附金額の関係性を分析した。結果として、世帯数レベルが小さい市町村に件数と金額が集中し、また1件あたりの金額が大きくなっていることがわかった。これは地方創生を目的とした企業版ふるさと納税制度は機能しているものと評価できる。

最後に企業版ふるさと納税の課題について述べて本稿をとじることになろう。企業版ふるさと納税は、開始された2016年度から2017年度にかけて大きく増加したものの、2019年度時点で約34億円である。この金額は小規模である。1つの要因としては、自治体は地域再生計画を作成し、事業費を決定し事業費の範囲を超える寄附を受け入れることができないという制度にある。すなわち企業からの多額の寄附を制限している制度設計となっているのである。

企業のSDGsへの取り組みと社会貢献へのインセンティブは高いことから企業版ふるさと納税は

伸びしろが広いものと考えられ、制度がより活用されることを期待したい。

(注)

- 1) 「平成28年度税制改革大綱(抄)」より引用。
- 2) 2020年度における対象となるのは、武蔵野市(東京都)、三鷹市(東京都)、川崎市(神奈川県)、芦屋市(兵庫県)である。
- 3) 内閣府『地域再生制度』によると、経済的な見返りの例として、「寄附の見返りとして補助金を受け取る。」「有利な利率で貸付をしてもらう。」が挙げられている。
- 4) 橋本・鈴木(2017)は、個人版ふるさと納税は自治体に対する寄附であり、寄附金優遇税制措置によって税収が減少しても、公益に資することから自治体は寄附金の使い道を明らかにする責任があるが、「返礼品に使った費用を含めた形で詳細な活用先をホームページで公表している自治体は少ない。」と指摘している。(橋本・鈴木(2017)より引用。)また、返礼品については総務省による規制がなされ、橋本・鈴木(2021)は分析結果として、規制の効果は発揮されているとしている。
- 5) 国税と地方税で実効税率は29.74%である。
- 6) 自由民主党・公明党(2015)より引用。
- 7) 寄附額の1割までという限度額が設定されている。
- 8) 法人事業税においては、地方法人特別税の廃止後は15%となる。(2019年9月廃止)
- 9) 末松(2016) p.115より引用。
- 10) 納税額に対する各税目における控除額の上限は改正前に据え置きとなっている。
- 11) 改正前では個別の事業において地域の現状、課題、目標や事業の地域版総合戦略での位置づけ、事業費、寄附の見込みなどが細かく記載されなければならなかった。改正後では目標は地方版総合戦略の内容の転記で可能となり、事業内容は想定事業例を記載することで可能となった。また事業費は記載は不要となった。新たに寄附の金額の目安を記載することが求められるようになった。これは事業の実施と寄附の受け入れの管理を適切にさせるためである。(詳細は、「令和2年度税制改正「企業版ふるさと納税の延長と拡充」を参考。)
- 12) 事業費確定前の寄附は自治体における寄附の金額の目安の範囲内であるという条件がある。
- 13) 「武田総務大臣閣議後記者会見の概要(2020年10月13日)」より引用。
- 14) SDGsとは、Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略称である。
- 15) 首相官邸「SDGs実施指針改定版(2019年12月20日、一部改訂)」より引用。
- 16) 働き方改革関連法は正式には、改正労働基準法とされる。
- 17) 非公開企業を含んだ数値である。
- 18) 新生Jヴィレッジによる地方創生推進プロジェクト「地域再生計画」より引用。
- 19) リビングクリエイティブ株式会社、ロイヤル化粧品株式会社、小松精練株式会社の3社が寄附をおこなっている。
- 20) 内閣官房・内閣府「第40回(前半)認定地域再生計画の概要」から参照。
- 21) 北海道応援会議より参照。ウェブアドレス：https://hkd-ouendankaigi.jp/join/enterprise_furusatotax/017.html(閲覧日：2021年6月9日)
- 22) 「地域再生計画：憩いのエリア再生プロジェクト」より引用。
- 23) 株式会社Cygamesである。
- 24) 鳥栖市ホームページより参照。ウェブアドレス：<https://www.city.tosu.lg.jp/soshiki/6/2901.html>(閲覧日：2021年6月9日)
- 25) 北海道ホームページより参照。ウェブアドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/csr/platform/furusato_nouzei_yubaryl.pdf(閲覧日：2021年6月9日)
- 26) 株式会社ニトリホールディングス、北海道労働金庫、末廣屋電機株式会社である。
- 27) 夕張市の財政破綻と財政健全化については橋本・木村(2014)を参照。
- 28) ウェブアドレス：<https://www.stat.go.jp/data/shugyou/1997/3-1.html>(閲覧日：2021年6月10日)

参考文献

- ・自由民主党・公明党(2015)「平成28年度税制改正大綱(抄)(2015年12月16日)」。
- ・末松徹郎(2016)「地方創生における財政支援について(後編)―地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の創設―」『地方財政』第55巻第6号(2016年6月号), pp.110-128.
- ・橋本恭之・木村真(2014)「夕張市の財政再建の現状と課題」『関西大学経済論集』第64巻第2号, pp.97-127.
- ・橋本恭之・鈴木善充(2017)「ふるさと納税の是非(上)」『経済教室』日本経済新聞(2017年4月6日朝刊)。
- ・橋本恭之・鈴木善充(2021)「ふるさと納税制度の見直しの影響について」『関西大学経済論集』第70巻第4号, pp.145-571.